

令和7年11月市議会通常会議 教育厚生常任委員会説明資料



議案第145号

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年12月11日(木)

こども未来部児童クラブ課

1 改正趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)の施行に伴い、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和7年内閣府令第80号)により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)における規定が改正されたことを受け、大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についても同省令と同様の改正を行うもの

2 改正理由

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の根拠となる放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の規定が改正されたため

3 改正内容

・虐待行為を規定した箇所の改正

放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定した。

・地域限定保育士制度の一般制度化に伴う保育士の規定の改正

地域限定保育士制度が一般制度化されたことから、各放課後児童健全育成事業所に置かなければならない放課後児童支援員について、地域限定保育士も追加することとした。

4 施行期日

公布の日から施行

5 改正部分の抜粋

現行	改正後(案)
(職員)	(職員)
<p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならぬ。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第6項において同じ。)をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの(次項において「研修修了者」という。)でなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条第3項第3号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p>	<p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの(次項において「研修修了者」という。)でなければならない。</p> <p>(1) 保育士(法第18条の28第1項の規定による滋賀県知事の登録を受けている者を含む。)の資格を有する者</p> <p>(2)から(10)まで (略)</p>

現行	改正後(案)
<p>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に基づく大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、放課後児童支援員を研修修了者とすることが困難であるときは、同項各号のいずれかに該当する者を、その者が当該研修を修了するまでの間、研修修了者とみなして、放課後児童支援員とすることができます。この場合において、当該放課後児童支援員は、その従事することになった日から2年以内に当該研修を修了しなければならない。</p>	<p>4から6まで (略)</p>

現行	改正後(案)
5 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する利用者の数は、おおむね40人以下とする。	
6 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第12条 放課後児童健全育成事業所の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 放課後児童健全育成事業所の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。